

令和7年 第1回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会

日 時 令和7年3月26日
午前10時00分
場 所 やまなみ苑 会議室

洲本市・南あわじ市衛生事務組合 議会 議 長 近 藤 昭 文
副議長 谷 口 博 文

会議に出席した議員（10名）

1 番議員 近 藤 昭 文	2 番議員 柳 川 真 一
3 番議員 小 野 章 二	4 番議員 福 本 巧
5 番議員 生 田 進 三	6 番議員 印 部 久 信
7 番議員 谷 口 博 文	8 番議員 廣 内 孝 次
9 番議員 吉 田 良 子	10 番議員 木 場 徹

会議に欠席した議員（0名）

管 理 者	南 あ わ じ 市 長	守 本 憲 弘
副 管 理 者	洲 本 市 長	上 崎 勝 規
会 計 管 理 者	南あわじ市会計管理者	加 野 泰 生
事 務 局 長	南あわじ市環境課長	三 明 耕 司
事 務 局 次 長	洲本市生活環境課長	國 芳 俊 宏
施 設 長		山 田 孝 文

事 務 局 長 皆様おはようございます。只今から洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会の開会をお願い申し上げます。なお、洲本市議員の改選により議長が空席となっておりますので議長が選任されるまでの間、議事進行につきましては地方自治法第106条第1項の規定により谷口副議長にお願いしたいと存じます。それでは谷口副議長どうぞよろしくお願いいたします。

副 議 長 おはようございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。本日招集されました令和7年第1回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会の開会にあたり、先程事務局長より説明がありましたとおり、議長空席に伴い私が議長の職務を行うこととなりました。議長選出までの限られた時間でございますが、議員各位のご協力によりまして、無事任務を果たしたいと存じます。何卒、格段のご協力賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。着座にてこれからは進めさせていただきます。それでは管理者のご挨拶を伺うことにいたします。管理者。

管 理 者 はい、議長。

副 議 長 はい、守本市長。

管 理 者 おはようございます。開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。令和7年第1回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を招集させていただきましたところ、年度末の大変忙しい時期にも関わりませず、議員各位におかれましては、ご参集いただきまして感謝を申し上げます。本日ご提案を申し上げ、ご審議いただきます案件は、先日ご送付申し上げておりますが、条例案件が4件と令和6年度一般会計補正予算、令和7年度一般会計予算でございます。いずれも重要案件でございますので、何卒慎重ご審議を賜りまして、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

副 議 長 ありがとうございます。それでは本日は、洲本市議会での組合議会選挙後初めての議会でありますので、議員各位、管理者、副管理者、会計管理者及び事務局職員の紹介をいたします。洲本市議員より紹介をいたします。近藤昭文議員、柳川真一議員、小野章二議員、福本巧議員、生田進三議員、続きまして南あわじ市議会議員の紹介をさせていただきます。印部久信議員、廣内孝次議員、吉田良子議員、木場徹議員、以上で議員の紹介を終わります。次に管理者 南あわじ市長 守本憲弘さん、副管理者 洲本市長

上崎勝規さん、会計管理者 南あわじ市会計管理者 加野泰生さん、事務局
局長 南あわじ市環境課長 三明耕司さん、事務局次長 洲本市生活環境
課長 國芳俊宏さん、施設長 山田孝文さん、事務局職員 古川剛康さん、
事務局職員 森崎栄広さん、以上で紹介を終わります。それでは只今から
令和7年第1回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を開会いたし
ます。議員の出席状況を事務局に報告させます。事務局。

事務局次長 はい、失礼いたします。報告いたします。只今の議員の出席状況は、出
席10名であります。当組合の議員定数は10名であり、地方自治法第1
13条に規定する定足数に達しております。以上です。

副議長 只今事務局から報告がありましたとおり、定足数に達しておりますので、
会議は成立いたしました。本日の日程はお手元に配布されておりますが、
念のため事務局に朗読をさせます。事務局。

事務局次長 はい、失礼いたします。それでは朗読いたします。
令和7年第1回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会議事日程
令和7年3月26日
日程第1 仮議席の指定について
日程第2 選挙第1号 洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長の選
挙について
日程第3 議席の指定について
日程第4 会議録署名議員の指名
日程第5 会期の決定
日程第6 議案第1号 洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の勤務時
間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制
定について
議案第2号 洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の育児休
業等に関する条例の一部を改正する条例制定につ
いて
日程第7 議案第3号 洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に
関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第8 議案第4号 洲本市・南あわじ市衛生事務組合会計年度任用
職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例制定について
日程第9 議案第5号 令和6年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一

般会計補正予算（第２号）について
日程第１０ 議案第６号 令和７年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一
般会計予算について
以上でございます。

副 議 長 それでは只今から議事に入りたいと思います。日程第１仮議席の指定を
いたします。仮議席は、只今ご着席の議席といたします。よろしいですね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副 議 長 はい。次に、日程第２選挙第１号洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会
議長の選挙を行います。選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８
条第２項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、これにご異
議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副 議 長 異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しま
した。副議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ご
ざいませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副 議 長 ご異議なしと認めます。よって副議長において指名することに決しまし
た。それでは、指名をいたします。洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会
議長に１番近藤昭文議員を指名いたします。お諮りいたします。只今指名
いたしました近藤昭文議員を洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長の
当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副 議 長 異議なしと認めます。よって只今指名いたしました近藤昭文議員が洲本
市・南あわじ市衛生事務組合議会議長に当選をされました。只今当選され
ました近藤昭文議員が議場におられますので本席より告知をいたします。
それでは議長のご挨拶をお伺いいたします。近藤議員。

議 長 失礼します。近藤です。ここに皆様方のご推選を受けました上は、一身を挺してそのご厚意に報いる所存でございますとともに、同時に任務の重大さを痛感しております。皆様のご支援をいただきまして、職務を全うしたいと念願しておりますのでどうか今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。簡単ですけど、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

副 議 長 ありがとうございます。以上で副議長として議会冒頭における職務を無事遂行することができました。ひとえに議員各位のご協力の賜物でございます。厚く御礼申し上げます。それでは、新議長と交代をいたしますので、新議長よろしく願いいたします。

議 長 これより議長席に着かせていただきます。よろしくお願いいたします。着座にて進行します。それでは只今より議事に入りたいと思います。日程第3議席の指定については、議席は組合議会会議規則第3条の規定により議長において指定いたします。只今ご着席のとおりに定めたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議なしと認め、さように指定いたします。
次に日程第4会議録署名議員の指名をいたします。3番小野章二議員、8番廣内孝次議員、この両名を指名いたします。
続いて日程第5会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会は本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって今期定例会は本日1日と決定いたしました。それでは議案の審議に入ります。日程第6議案第1号ないし議案第2号の2件を一括議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。管理者。

管 理 者 はい、議長。議案第1号ないし議案第2号の2件につきましては、事務局の方からご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

- 事務局 長 それでは議案第1号ないし議案第2号についてご説明申し上げます。
- まず、議案第1号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。本件は、育児・介護休業法の改正に基づきまして、所定の改正を行うものでございます。内容といたしましては、育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象範囲を、3歳未満から小学校就学までの子に拡大し、介護が必要となった職員に対し、仕事と介護が両立できるよう、労働環境の整備に関する措置を義務付けるものでございます。
- 次に議案第2号洲本市・南あわじ市衛生事務組合育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。本件につきましても同様に育児・介護休業法の改正に基づきまして、本条例に引用する条項に変更が生じることから所要の改正を行うものでございます。
- 以上で議案第1号ないし議案第2号についての説明を終わります。何卒慎重ご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いいたします。
- 議 長 説明が終わりました。本件についてのご質疑、ご意見等はございませんか。
- 7 番 議 員 はい、議長。
- 議 長 はい、谷口議員。
- 7 番 議 員 1点だけよ。ここ職員20名おりますわね。この今回の条例改正に基づいて適用される職員は何名おられますか。子供が小学校何年生までとか。
- 議 長 はい、管理者。
- 施 設 長 全員、20名適用されます。小学生までいる職員につきましては、現在3名でございます。
- 議 長 他に質疑ございませんか。他になければこれにて質疑を終わります。お諮りいたします。議案第1号ないし議案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 賛成多数と認めます。よって議案第1号ないし議案第2号は原案のとおり可決されました。

続きまして日程第7議案第3号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。

管 理 者 はい、議長。議案第3号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、事務局の方からご説明申し上げます。よろしくお願いします。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 長 それでは、議案第3号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明を申し上げます。本件は令和6年の人事院勧告に基づきまして、所要の改正を行うものでございます。内容といたしましては、扶養手当の段階的見直し、地域手当の支給、通勤手当額の上限引き上げ、行政職給料表の一部を改正するものでございます。以上で議案第3号についての説明を終わります。何卒慎重ご審議を賜りましてご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。本件についてのご質疑、ご意見などはございませんか。はい、谷口議員。

7 番 議 員 人勧に基づいて、給料引き上げてええことやねんけんど、地域手当、当組合もよ、洲本市、南あわじ市に準じてよ、何パーセントかの引き上げ。あれ4パーセントやったんけ地域手当。何パーセントの地域手当。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 長 南あわじ市に関しては、4パーセントになっておりまして、このやまなみ苑に関しましては、洲本市に倣いまして2パーセントということでございます。

議 長 よろしいですか。はい、谷口議員。

7 番 議 員 洲本市は、そしたら地域手当2パーセントということで、今やられとるんですか。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 長 おっしゃるとおりでございます。

議 長 はい、谷口議員。

7 番 議 員 ほんで結局、洲本市2パーセント、南あわじ市4パーセントやねんけど低い方の地域手当を支給すると。ここの職員に対しては、そういうことですか。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 次 長 失礼します。やまなみ苑の今のご指摘でございます。やまなみ苑の給与に関する条例については洲本市の給与条例を準用しておるところでございます。今ご指摘のありましたとおり、洲本市の方は今回の人事院勧告につきまして、2パーセント支給ということで、地域手当の実施ということで昨日可決しております。それに倣ってというかたちでさせていただいているところでございます。

議 長 他に質疑ございませんか。吉田議員。

9 番 議 員 私も地域手当が3ページになるんですかね。地域手当ということで。3級地、4級地、5級地っていうふうに書いてありますよね。新旧対照表。

事 務 局 長 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 長 吉田議員おっしゃるとおり、新旧対照表の3ページにございます第20条の第2項の第5号に5級地、100分の4というのがございます。これに関しては兵庫県単位で100分の4と定めたわけなんですけども、先程の説明の中で洲本市2パーセントと附則第5項に100分の20を超えない範囲で定める割合で乗じて得た額というふうに書いてございますので、

次のところの附則を見ていただいて100分の2を支給するというふうな
かたちになってございます。

議 長 はい、吉田議員。

9 番 議 員 谷口議員も言ってたんですけど、洲本市が今回2パーセントということ
になってるようなんですけども、働いている人から見れば4パーセントにする
べきだと思うんですけども、これは2パーセントで。今回の提案は2パー
セントですけど、それもずっとしていくという考え方でいいですか。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 次 長 失礼いたします。議員ご指摘の支給率に関しましては、人事院勧告の方
で令和10年度をもちまして4パーセントまで段階的に上げというふうな
方針が示されており、洲本市もそれに倣ってというかたちで今考えている
ところでございます。ですので、今2パーセントでずっといくのではない
かとご指摘でしたけども、段階的に4の方に向けてとなっておりますので、
令和7年度、来年度に関しましては2パーセントいうところで、また将来
に向けて段階的に上げていくことがあるというふうなことで予定はしてお
るというところでございます。

9 番 議 員 はい、議長。

議 長 はい、吉田議員。

9 番 議 員 そうすると、段階的にある一定の計画あると思うんですけどそれはどう
なってるんですか。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 次 長 計画の有無ですが、実はここの部分はまだ未定でございまして、この夏
8月に新しく人事院勧告、令和8年度に向けたものが出される予定と聞いて
おります。そこでの関係の状況を踏まえて各自治体の方で、令和8年度
どういうかたちに、今なっているところを、3に上げるというところの判
断をどうするかというふうな材料というかたちになってるところでござい
ます。

9 番 議 員 はい、議長。

議 長 はい、吉田議員。

9 番 議 員 洲本市に準ずるところなんですけども、洲本市に準じて良いのか悪いのかというのはあるんですけども、独自で組合として考えられるという方向にはなっていないんですか。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 次 長 細かいところの話で恐縮なんですけど、やまなみ苑の方の職員につきましては、洲本市の職員労働組合に属しておりまして、そちらの方で洲本市の当局とこういうふうな手当関係の折衝、いわゆる団体交渉を行っております。そちらの方で現在のところ労使双方で令和7年度については2パーセントということで妥結しておりまして、議員おっしゃるように処遇の改善につきましては労使ともに配慮するところでありまして、ご指摘ご心配ありがとうございます。今現在のところは2パーセントでいくというところでご理解いただければと思うところでございます。

議 長 吉田議員よろしいですか。他に質疑ございませんか。無いようですので議案第4号洲本市・南あわじ市衛生事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

管 理 者 あの3号です。

議 長 3号です。挙手をお願いします。失礼しました。

(挙手多数)

管 理 者 議長。申し訳ございません。議案第3号のですね、決定を議長の方でしていただきたいんですが。

議 長 賛成多数でありますので、議案第3号は原案のとおり可決されました。続きまして日程第8議案第4号洲本市・南あわじ市衛生事務組合会計年

度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。

管 理 者 はい、議長。議案第４号洲本市・南あわじ市衛生事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、事務局の方からご説明申し上げます。よろしくお願いします。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 長 それでは議案第４号洲本市・南あわじ市衛生事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。本件は令和６年の人事院勧告に基づきまして給料表の改定及び地域手当支給等、所要の改正を行うものでございます。この改正により、報酬が１名あたり年間で４９万円程度の増額を見込んでおります。以上で議案第４号についての説明を終わります。何卒慎重ご審議を賜りまして、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりました。本件についてご質疑、ご意見はございませんか。
はい、吉田議員。

９ 番 議 員 一人あたり４９万円年間で引き上げられるということですが、資料で新旧対照表の２ページ、３ページ、４ページで１級ということで会計年度の方は１級の何号でお支払いしますよという給料表になってるかと思うんですが、これずっとありますけども上限っていうのが決められているんじゃないかと思うんですが、その点についてお伺いいたします。

議 長 はい、事務局。

施 設 長 上限ですけれども、事務補助につきましては１の１５です。作業員につきましては１の１１で上限となっております。

９ 番 議 員 はい、議長。

議 長 はい、吉田議員。

９ 番 議 員 今説明があったように、事務員は１５。もう一度言いますけども、先程

言われた事務員は15で上限。これで終わりというか。15号で改正されると20万4千400円というところで、上限で終わりですよということになるんですよね。先程言った11号は、19万7千800円で上限ですよということの説明だったのかと思うんですけど、それでよろしいですか。

事務局 長 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 長 おっしゃるとおりでございます。

9 番 議 員 はい、議長。

議長 吉田議員。

9 番 議 員 会計年度のやまなみ苑規則の中で、それ上限謳ってると思うんですけども、これも洲本市に準じてるのかなと思うんですけども、上限ですと作業されてる方が19万7千800円。改正前に比べますと金額がある一定増えてるんですけども、これも最低賃金が上がってくることと人勧の関係でこういうふうになっていってると思うんですけど、上限という縛りの中で長年働いてきても、11で上限が決まっていくのはどうなのかなと思うんですけど、パートタイムで働いている方は常にこの金額でっていうことになっていく訳ですよ。安いというか大変な仕事されてこれでもいいのかなと思ったりするんですけど、いかがでしょうか。

事務局 長 はい、議長。

議長 はい。

事務局 長 パートタイムに関して先程申し上げた上限というかたちで、それを超えないかたちでの運用の方を現在しているところでございます。

9 番 議 員 はい、議長。

議長 はい、吉田議員。

9 番 議 員 そうすると、この改正というのは人勧の関係もありますけど、毎年改正していったら上げていくということは可能なんですか。

事 務 局 長 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 長 人勧の毎年公表される内容に即して、合わせていくというふうな考え方で毎年行ってますので、今後人勧で給料表が上がっていけばですね、これに準じてこのようなかたちで改正していくようなかたちで進めてまいります。

9 番 議 員 はい、議長。

議 長 はい、吉田議員。

9 番 議 員 パートタイムの方も現場でかなり頑張ってもらってるんですけど、私この給料表を見たときにこの上限っていうのがすごく厳しいなあっていう感じがしたんですけども、ただ今後3市で今工事進めているところに移っていくわけですけども、移った時には公が運営するのではなく民間が運営するということになってますよね。その時に引き続いてそこで働きたい、働きたくないかっていうのはそれぞれその人達の判断になるかと思うんですけども、こういう給料表を参考にして新しい事業所が給料を考えていくようなことになれば、働いている人の気持ちはどう動くかなと思ったりするんですけども、そこらへんは上手いこと引継もしていただきたい思いますし、この金額でいいのかどうかっていうのも今後再検討すべきではないのかと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 長 はい、議長。ご心配ありがとうございます。今のやり方に関しましては、このかたちで令和11年度の供用開始までの間は引き続きやっていきたいなということで考えております。吉田議員さんおっしゃった広域化でDBOで川崎重工業が代表となる企業体の方に契約がなされたということなんですけども、今後当然従業員の確保というのも代表の企業体が今後進めていくことになります。その状況において可能であればお繋ぎとかして、会計

年度任用職員におきまして働く職場が今後失うわけでございますので、できる限りのお繋ぎとかいう意味合いでの話はさせてもらいたいなと考えているところでございます。

9 番 議 員 議長。

議 長 はい、吉田議員。

9 番 議 員 ぜひお願いしたいと思います。1 級で 1 1 号で上限っていうのも見直しもぜひ検討していただきたいということを申し上げて終わっておきます。

議 長 よろしいですか。谷口議員。

7 番 議 員 会計年度任用職員、2 0 名のうち何人いてるか、だいたいの年齢わかる範囲で教えていただけますか。

議 長 はい、事務局。

施 設 長 会計年度の人数ですけれども、1 0 名です。年齢の高い人でいいますと 6 2 歳。年齢の低い人でいいますと 2 8 歳となっております。

議 長 谷口議員。

7 番 議 員 2 8 歳の方で、1 9 万とかぐらいしかなかって、さまざまな税控除されたら、ほんま安いと思う。かわいそうやなど。そんだけの話です。

議 長 はい、事務局。

施 設 長 議員おっしゃるのもよくわかります。今後の新しい施設になる時も会計年度の方々と話し合いを行っておりまして、当然非正規の職員にとっては雇用の安定といいますか、今は 1 年の契約でございますので、今後も橋渡しを積極的に行っていくということで、頼むよというふうな話のもとで、話し合いを重ねながら運用しているというところでございます。

議 長 他に質疑はございませんか。他に質疑がなければこれで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第 4 号洲本市・南あわじ市衛生事務組合会計

年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長 賛成多数であります。よって議案第4号は原案のとおり可決されました。
続きまして日程第9議案第5号令和6年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。管理者。

管理者 はい、議長。議案第5号令和6年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計補正予算（第2号）につきまして、事務局の方からご説明させていただきます。よろしくお願いします。

議長 はい、事務局。

事務局次長 失礼いたします。議案第5号令和6年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。着座にて説明させていただきます。補正予算書の1ページをお開きください。第1条において歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ2千702万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7千305万7千円とするものでございます。まず歳入について説明申し上げますので、4ページ、5ページをお開き下さい。5款繰越金1項繰越金1目繰越金において、2千742万円を増額し計上しております。これは前年度繰越金の確定によるものでございます。次に6款諸収入1項受託事業収入1目ごみ焼却処理受託事業収入において、40万円の減額を計上しております。これは、淡路広域行政事務組合からの可燃性残渣の搬入量が減少したことによるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。6ページ、7ページをお開き下さい。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費において、1千750万円の増額を計上しております。この内訳は、施設運営整備基金への積立金でございます。次に同じく2款1項2目清掃施設費において、14節工事請負費で900万円の増額、18節負担金補助及び交付金で、52万円の増額を計上しております。これは1号炉ガス冷却室天井の復旧工事と派遣職員人件費負担金でございます。以上で議案第5号の提案説明と

させていただきます。何卒慎重ご審議を賜りご承認くださいますようお願い申し上げます。以上です。

議 長 説明が終わりました。本件についてご質疑、ご意見等はございませんか。なければ、これで質疑を打ち切ります。お諮りいたします。議案第5号令和6年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

議 長 賛成多数であります。よって議案第5号は原案のとおり可決されました。続きまして、日程第10議案第6号令和7年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計予算についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。管理者。

管 理 者 はい、議長。議案第6号令和7年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計予算につきまして事務局から説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 次 長 失礼いたします。議案第6号令和7年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計予算についてご説明申し上げます。着座にて説明させていただきます。予算書の1ページをお開き下さい。第1条では歳入歳出予算の総額を4億6千33万9千円と定めております。第2条では地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の目的、限度、方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債によると定めております。第3条では地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を1千万円と定めております。

まず、歳出についてご説明申し上げます。10、11ページをお開き下さい。1款議会費1項議会費1目議会費41万2千円ですが、この内訳は、1節報酬35万4千円、9節交際費1万円、10節需用費3万円、11節役務費1万8千円となっております。続きまして、12、13ページをお開き下さい。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費3千667万6千円ですが、この内訳は、1節報酬520万9千円、2節給料1千130万8千円、3節職員手当等793万6千円、4節共済費486万1千円、以

上合計2千931万4千円につきましては、管理者、副管理者及び会計年度任用職員2名への報酬、並びに正規職員3名の人件費となっております。8節旅費21万9千円、9節交際費1万円、10節需用費32万円、11節役務費106万4千円となっております。ページめくっていただきまして、14、15ページをお開き下さい。12節委託料49万2千円、13節使用料及び賃借料29万1千円、17節備品購入費10万円、18節負担金補助及び交付金386万6千円につきましては、退職手当組合にかかる負担金等となっております。26節公課費100万円は、公害防止法に基づく汚染負荷量賦課金でございます。次に、同じく2款1項2目清掃施設費3億9千443万2千円ですが、この内訳は、1節報酬2千105万9千円、2節給料1千467万円、3節職員手当等2千457万5千円、4節共済費1千43万2千円、以上合計7千73万6千円につきましては、会計年度任用職員8名への報酬、正規職員4名の人件費となっております。16、17ページをお開き下さい。8節旅費71万5千円、10節需用費1億939万6千円は、焼却炉内の消耗品費、光熱水費、薬品費等となっております。11節役務費29万6千円、12節委託料6千303万5千円は、焼却灰埋立処分委託料、各種機器の保守点検整備に係る委託料となっております。14節工事請負費1億2千万円は、焼却炉、送風機等の施設補修の為の工事費でございます。18ページ、19ページをお開き下さい。15節原材料費20万円、17節備品購入費10万円、18節負担金補助及び交付金2千988万3千円は、大阪湾広域臨海環境整備センター建設事業負担金、派遣職員人件費負担金等となっております。26節公課費7万1千円でございます。20、21ページをお開き下さい。次に同じく2款2項監査委員費1目監査委員費1万5千円でございますが、この内訳は、1節報酬1万円、10節需用費5千円でございます。次に、3款公債費1項公債費1目元金2千523万7千円は、一般廃棄物処理事業債に係る償還元金でございます。次に、同じく3款1項2目利子326万7千円は、一般廃棄物処理事業債に係る償還利子でございます。次に、4款予備費1項予備費1目予備費30万円でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6、7ページをお開き下さい。1款分担金及び負担金1項分担金1目分担金2億1千952万6千円は、構成市の組合運営費分担金となっております。次に、2款使用料及び手数料1項手数料1目ごみ焼却手数料1億5千600万円は、ごみ焼却手数料となっております。次に、3款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金、並びに次の5款繰越金1項繰越金1目繰越金につきましては、それぞれ単位収入として1千円を計上しております。8、9ペー

ジをお開き下さい。6款諸収入1項受託事業収入1目ごみ焼却処理受託事業収入270万円は、淡路広域行政事務組合からの可燃性残渣の焼却処理受託事業収入でございます。次に、同じく6款2項組合預金利子1目組合預金利子は、単位収入として1千円を計上しております。次に、同じく6款3項雑入1目雑入111万円は、洗車場管理に係る経費等となっております。次に7款組合債1項組合債1目組合債8千100万円でございます。なお、22ページには地方債の現在高に関する調書、更に23ページないし25ページには給与費明細書をそれぞれ添付いたしておりますのでご参照ください。以上で、議案第6号の説明を終わります。何とぞ慎重にご審議を賜り、ご承認下さいますようお願い申し上げます。

議 長 只今説明が終わりました。本件についてのご質疑、ご意見等はございませんか。はい、谷口議員。

7 番 議 員 6ページ、7ページごみ焼却手数料1千300万円前年度に対して増えとる訳ですが、市民は一般家庭用のごみちゅうのはよ、人口減少なり様々な市民のごみの減量化、分別とか様々なことしながらやっとなね。事業所のごみ処理が1千300万円ぐらい増えるのを見越しとるんかな。事業所のごみでよ、1千300万円ちゅうのはよ、だいたいトンで言うたら、何トン処理して1千300万円になんのでこれ。

議 長 はい、事務局。

施 設 長 1千300万円は1千トンです。

7 番 議 員 はい、議長。

議 長 はい、谷口議員。

7 番 議 員 南あわじ市、洲本市ともよ、市民の一般家庭用ごみちゅうのはよ、人口も減いよるしよ、様々な分別さしたりしながら、ごみの減量化に努めとんだ。事業所のごみっていうのは、私は、様々な飲食店であったりホテル関係であったり、生ごみちゅうかよ、そういうふうなやつがかなりよ、大量に搬入されるんでないかなと。そのの燃焼ちゅうか焼却にはかなり燃料いうかそういうやついるんでないかと私はそういう思いがあるんやけど、事業所のごみの主な搬入ちゅうのは生ごみがかなり、事業所によっても全然

食材提供せえへんような所だったら、そういうようなこうへんと思うねけんど、コンビニであったり様々なところからきよると思うんよ。事業所のごみの搬入の主な大体の割合ちゅうたら、僕は想像では生ごみ的なもんが多いんじゃないかという思いがあんねんけど、局長はどういう認識でおるんですか。

施設長 はい。

議長 はい、事務局。

施設長 ごみの割合ですけれども、50パーセントぐらいが紙類になります。あとの20パーセントぐらいが俗にいうプラスチックごみ、あと15パーセントぐらいがさっきおっしゃった厨芥類ですね、台所関係。そういう感じの分析結果になっております。

7 番 議員 はい、議長。

議長 はい、谷口議員。

7 番 議員 私はやっぱり火力ちゅうかよ、燃やすためには紙類とかプラスチックでどンドン、どンドン燃やせと私は、そない思っとる訳ですわ。実際に生ごみばかり燃やしとったらここで灯油どンドン、どンドン焚かんなんさかいよ、こんな関係もあんねんけんどよ、実際まだまだ淡路島の事業所のごみちゅうかよ、観光施設がどンどンできてきよる増加傾向にあるなかで増えてくるんじゃないかという思いがあるんやけんどよ、どういう認識をお持ちですか。

施設長 はい。

議長 はい、事務局。

施設長 まず、家庭ごみですけれども、家庭ごみについては分別も十分進んで減少傾向でございます。事業所のごみにつきましては、多少増加傾向にあつたりするんですけれども、先程議員おっしゃられた燃料なんですけれども月曜から金曜まで連続運転ということで24時間ぶっ続けで運転しとるんですけれども、月曜日の朝は冷めた冷感ですので、その時に灯油焚きまし

て、着火ですね。ごみに火をつけたら、この頃のごみは都市化といいますか、高カロリー化してきとるんで、一旦着火したらそのごみの熱量だけで金曜日まで燃え続けるというふうなかたちになっております。

議 長 他に質疑はございませんか。小野議員。

3 番 議 員 2点あります。1点ずつ分けてご質問したいと思いますが、まず、15ページお願いします。15ページの中に報酬とか給料とか職員手当とかいう項目があるんですけども、その内容で、1つは非常勤勤務を除いての直接間接の人数。その中でも正規職員、非職員の方の内訳を教えてくださいたいと思うんです。

施 設 長 はい。

議 長 はい、事務局。

施 設 長 正規職員ですけれども、正規職員現場で4名、事務所で3名、南あわじ市からの派遣3名受けております。で、10名。会計年度、その非正規職員ですね、会計年度任用職員が10名、合計20名で運営しております。

議 長 はい、小野議員。

3 番 議 員 次、17ページです。需用費の中で谷口議員との質問にも関連するかと思うんですが、ここの光熱水費。この挙がっている金額についてはですね、これは令和6年とそう変わらないと。令和6年が6千200万円ぐらいですよ。横並びということで、物価の高騰とかそういうのもあると思うんですけどもそのへん反映されているように思わないんですけど、それいかがでしょうか。

議 長 はい、事務局。

施 設 長 光熱水費につきましては、高圧電力、低圧電力、水道代という内訳になっておりまして、高圧電力がほとんど、9割5分ぐらいの金額のうちの占めております。高圧電力につきましては、令和5年度ぐらいにかなり上がったんですけども、政府のテコ入れとかありまして、そのまま抑えられたようなかたちで、言葉適正かどうか、高止まりといいますか、そんな感

じに横にスライドしてますので、令和6年度とそう変わらないと考えております。

3 番 議 員 はい、ありがとうございます。

議 長 はい、議員よろしいですか。

3 番 議 員 はい、結構です。

議 長 他にご質疑ございませんか。はい、吉田議員。

9 番 議 員 南あわじ市は、新年度というか4月から製品プラスチックを回収するという方向になってます。ですから市民の協力を得ての判断になるんですけど、どれだけやまなみ苑に直接、赤い袋に入れる人もいるかと思うんですけども、回収するという方針の中で、ここへ数が減ってきたときの影響とかそういうのはあるのですか。

議 長 はい、事務局。

施 設 長 製品プラスチックの回収ということですが、先程言いましたようにごみの都市化といいますか、結構高カロリー化でございまして、850度ぐらいの焼却が適正な温度やと思うんですけども、今900度超えるようなかたちで、高い時には950度とかそういうふうな温度が上がっております。それによりまして、炉の傷みとかそういうのが発生しておる可能性がございまして、高カロリーでありますプラスチック類をごみを抜いていただけますと、カロリーも適切になってくるのかなと、そういうふうに考えております。

9 番 議 員 はい、議長。

議 長 はい、吉田議員。

9 番 議 員 先程話が出た生ごみが入ってくる。木とかいろんなそういうのが入ってくるなかで、燃料費が上振れするのかなというようなことを思ってたんですけども、話聞くとそうでもないという話なんですかね。そこをちょっと

教えていただけたらと思います。

施 設 長 はい。

議 長 はい、事務局。

施 設 長 先程も申しました紙類が、50パーセントぐらいの分析結果でありますので、生ごみでありますとか生木ですね、生木、生草それも紙類の火力によって十分に燃えとるというふうな現状でございます。

9 番 議 員 はい、議長。

議 長 はい、吉田議員。

9 番 議 員 南あわじ市は、紙類が月2回収するようになって、市民の方かなり頑張っていたいてるんですけども、紙類が多いっていうのは、一番どこに原因があると。色んな紙類が入って来てると思うんですけども、どこに原因があると思われませんか。

施 設 長 はい。

議 長 はい、事務局。

施 設 長 搬入の状況を見ておる限りの話なんですけれども、段ボール類でありますとかそのへんが結構多く入っておるような状況でございまして、市民の排出した袋に入った中の紙類ですと広告であったり、そのへんのもんやと思うんですけど、ごみピット見る限りでは段ボールであったりとかそういうふうなものが多いように感じております。

議 長 よろしいですか。吉田議員。

9 番 議 員 私達も月2回段ボール出しているんですけど、くくって。やっぱし事業所系になるんですかね。そこらはもうちょっと事業所にPRするという活動があるのかなと思いますけど。

事 務 局 長 はい。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 長 吉田議員さんおっしゃるとおりでございます、今ですね、事業所のごみを減らす1つの大きな目的として紙類のごみを減らしたいという思いもありまして、令和6年度から南あわじ市でいえば、中央リサイクルセンターに事業所の紙類を無料引き取りというふうなことをしておりまして、今も事業所の方に適正処理及び紙類の中央リサイクルセンターの持込の方のアピールを事業所回りで周知しに行った時にアピールしてございます。今後、広報も含めて定期的に載せているんですけども、もっと活発的に事業者さんの方に周知、徹底を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

議 長 よろしいですか。小野議員。

3 番 議 員 質問1点漏れてました。すみません。17ページをお願いします。設備の管理というのはこういう事業では非常に大切なところなんですが、12の委託料のところでは令和6年度におきましてはですね、コンプレッサー点検の整備委託料として275万円あがってましたけど、令和7年度はあがってないと、フロンについては新しく10万円あがるとというようなところの、そのへんの要因についてお伺いしたいと思います。

施 設 長 はい。

議 長 はい、事務局。

施 設 長 コンプレッサー点検ですけども、設置後10年経ちまして大規模点検でございます、別置きで置いたおったんですけども、今回制御用コンピュータシステム等保守点検委託料の中に。今年からは簡易点検になりますのでそこに入れておりまして、そのコンプレッサーの部分が今回抜けとるところです。それとフロン漏洩定期点検委託料につきましては、3年に一度のフロンの漏洩点検を行うということです。

議 長 はい、他にご質疑ございませんか。木場議員。

1 0 番 議 員 17ページの工事請負費の1億2千万円の中で、空気加熱器整備工事い

うのが、2千140万円あがっておるんですけども、この工事の目的とかはどういうことでやるんですか。教えて下さい。

議 長 はい、事務局。

施 設 長 この空気加熱器というのはですね、管が1室182本で8室ございまして、管というのは鉄管なんですけど、10センチの鉄管の中に排ガスが通って、外側を清浄な空気を通ることによって熱交換を行います。温かい空気と冷たい空気が混ざらないかたちで熱交換を行いまして、温かい空気は冷やす、冷たい空気は温めるというふうな機器でございまして、その整備ですけれども、今回その鉄管もだんだんと痩せてきて穴が開いたりしますので、それを補修する。182本掛ける2室を取り替え工事になります。以上です。

10番議員 はい、議長。

議 長 はい、木場議員。

10番議員 今すでにあるものが、老化してきよんでその補修ということですか。

議 長 はい、事務局。

施 設 長 はい、そういうことです。

議 長 よろしいですか。他にご質疑ございませんか。他になれば、これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第6号令和7年度洲本市・南あわじ市衛生事務組一般会計予算について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 賛成多数であります。よって議案第6号は原案のとおり可決されました。
ここで本日追加させていただきます日程表を只今より配布させていただきます。

(追加日程配布)

議 長 配布されましたけど、配布漏れはございませんか。配布漏れがなければ追加日程を事務局に朗読させます。事務局よろしく。

事務局次長 失礼いたします。それでは朗読いたします。
令和7年第1回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会議事追加日程
追加日程第1 議案第7号 洲本市・南あわじ市衛生事務組合監査委員
の選任について
以上でございます。

議 長 朗読が終わりました。お諮りいたします。只今朗読いたしました日程を追加することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって只今朗読いただきました日程を追加することに決しました。それでは追加日程第1議案第7号洲本市・南あわじ市衛生事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。管理者。

管 理 者 はい、議長。

議 長 はい、管理者。

管 理 者 はい、失礼します。議案第7号洲本市・南あわじ市衛生事務組合監査委員の選任についてご提案申し上げます。監査委員の選任同意を求める件につきましては、組合同規約第9条により組合議会の同意を得て関係市の監査委員の中から選任するものとなっております。先般、洲本市の監査委員に新しく就任されました、

住所 洲本市下内膳715番地5

氏名 小松 茂 様

の選任いたしたく同意を求める次第でございます。ご同意をいただけますようよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、人事に関する案件でありますので、議事の順序を省略し、直ちに表決に入りたいと思います。
本案は、これに同意することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 賛成多数であります。よって本案はこれに同意することに決しました。
以上で本日の日程は全て終了いたしました。本定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。これにて洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を閉会することといたします。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議ございませんので、これにて今期洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を閉会いたします。閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。今回いろいろと私も見誤り、すみませんでしたとありがとうございました。今期定例議会における諸案件をとどこおりなく議了いたしましたことは、議員各位の慎重なる審議の賜物であり、衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。議員の皆様におかれましては、何かとご多忙とは存じますが、この上もご自愛くださいまして、当組合議会の運営にご尽力を賜らんことをお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。それでは、副管理者の上崎市長より閉会のご挨拶を伺うことにいたします。

副 管 理 者 はい、議長。閉会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。まずこの議会におきまして新たに近藤議長がご誕生されました。また監査委員に小松議員が選任されました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。本日もご提案を申し上げました諸案件につきまして、議員各位に慎重なるご審議をいただき、適切妥当なご決定いただきました。大変ありがとうございました。議員各位におかれましては、当事務組合の健全な運営が進められますよう今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして甚だ簡単ではございますが、閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(閉 会 11時07分)

以上、会議のてん末を記しその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会 議長

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会 議員

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会 議員